

令和8年度

東広島市下水道事業

高屋汚水幹線改築工事(東08-1)

仕様書

施 工 場 所 東広島市 西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目

位置図

—— :工事範圍

凡例

 :工事範圍

詳細図

高屋污水幹線

西条土与丸三丁目

西条土与丸四丁目

向橋

東広島市人権センター
東広島市勤労福祉センター

隣保館

藤田沖橋

プール

東広島市立
東西条小学校

公園

中川

藤田橋

西条吉行

広島県学校給食
総合センター

(岩)

工事場所：東広島市西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目

工事場所：東広島市西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目

特 記 仕 様 書

(高屋汚水幹線改築工事 (東08-1))

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 現場作業終期日
5. 履行報告
6. 官公庁等への手続き等
7. 工事中情報共有システム (発注者指定型)
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10. 法定外の労災保険の付保
11. 週休 2 日適用工事等 週休 2 日
12. 建設副産物の取り扱いについて
13. 週報
14. 数量の増減について

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料
2. 品質規格証明資料等
3. 下水道用資材

第3章 施工条件

1. 工程
 - (1) 施工時期・時間の制限
2. 公害対策
 - (1) 公害防止
3. 安全対策
 - (1) 交通安全施設
 - (2) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
 - (3) 換気設備
 - (4) 架空線の防護管に要する費用について

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。
この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-27第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と「建設業者等指名除外要綱別表第18号」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱別表第22号」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
 - 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の30日前までに、下記の作業を終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版」第1編1-1-1-24第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 工事中情報共有システム（発注者指定型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（発注者指定型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushishutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規程（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規程（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

11. 週休2日適用工事等 週休2日

本工事は、週休2日適用工事(発注者指定型)であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領(最新版)」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「検査課HP>施工関連資料>週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

12. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画(5の確認結果票を含む)を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
- 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
- ※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
- なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。
- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
- (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
- (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
- 受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
- 受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
- 受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
- 受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
- 受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
- 受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

13. 週報

週の終わりに今週の施工実績と翌週の予定（立会等を含む）を記載した週報を提出し、適切に工程を管理すること。なお、提出方法は電子メールでも可とし、提出部数は1部とする。

14. 数量の増減について

各種数量（製管工等）については、現場状況、施工状況及び関係者との協議により増減を行う必要があるため、監督員の指示により施工すること。

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料

受注者は、次に示す材料又は監督職員が指示する材料について、見本又は品質を証明する資料を、材料を使用するまでに監督職員に提出するものとする。また、材料の購入は監督職員の確認を受けた後に行うものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
プロファイル(更生管材)	# 78RW	内面被覆工 (500m/巻)
接続補助部材	# 78RW	プロファイル接続工
間詰め材	SPR-SE用	注土工
粘土		注入口取付工
シール材		浮上防止仕上げ工(塩ビ管用接合剤KB-T)

2. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
プロファイル(更生管材)	# 78RW	内面被覆工 (500m/巻)
接続補助部材	# 78RW	プロファイル接続工
間詰め材	SPR-SE用	注土工
粘土		注入口取付工
シール材		浮上防止仕上げ工(塩ビ管用接合剤KB-T)

3. 下水道用資材

下水道用資器材のうち、公益社団法人日本下水道協会認定の下水道用資機材を使用する場合は、外観および数量確認を除いて、その他の確認は省略することができる。

第3章 施工条件

1. 工程

(1) 施工時期・時間の制限

施工内容	全工事
時期	全工事期間
時間	21時～5時（作業時間）
施工方法・理由	昼間の交通量が多く、工事規制範囲に交差点が入るため、安全を考慮し夜間施工とする。

2. 公害対策

(1) 公害防止

施工方法	本工事の施工にあたっては、周辺環境の保全（騒音・振動・粉塵・その他の防止）のため、下記の建設機械・設備を使用すること。
建設機械・設備	排出ガス対策型、低騒音の建設機械・設備
作業期間	全工事期間

3. 安全対策

(1) 交通安全施設

内容	夜間信号機を工事現場の起点・終点に各1台設置すること。
期間	片側交通時

(2) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から25日間（3人／日）を見込んでいます。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

工 種	配置場所	配置人数	施工時間	備 考
全工種	全区間	3人/日	21時～5時	No.13～No.15

(3) 換気設備

内容	供用開始済みの下水道施設内での作業等では、硫化水素中毒・酸素欠乏症等に留意し、必要な対策を講じること。
----	---

(4) 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第4章 その他

1. 工事関係書類

- (1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。
- (2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当たっては、広島県制定「写真管理基準（令和8年8月）」によるものとし、納品に当たっては、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。

なお、電子納品物は「広島県電子納品実施要領」に準拠し、作成すること。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

特記仕様書（管きょ更生工）

1 適用について

- （１）本仕様書は、東広島市（以下、本市という。）が管理する自然流下方式の下水道管路施設のうち、既設管内径 800mm 以上の管きょ（マンホール、ます、取付管を除く）に適用する。
- （２）本仕様書は、下水道管きょの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用する。
- （３）受注者は、設計図書及び土木工事共通仕様書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。

日本下水道協会 下水道維持管理指針（最新版）

日本下水道管路管理業協会 下水道管路管理マニュアル（最新版）

日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン
（最新版）（以下「ガイドライン」という。）

2 適用工法について

- （１）本仕様書の適用工法は、「ガイドライン」で規定する自立管の製管工法である。
- （２）公益財団法人日本下水道新技術機構が発行した建設技術審査証明等、公的審査証明機関発行による審査証明書（有効期限が申込日以降であるものに限る。）を有している工法であること。
- （３）「自立管 製管工法（ら旋巻管）に関する技術資料（2018 年 8 月公益財団法人日本下水道新技術機構）」に準拠した工法であること
- （４）下水を流しながら施工可能な工法であること

3 管きょ更生工について

（１）更生管の構造仕様

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督職員に提出する。

ア 更生管きょの評価

既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。

イ 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

ウ 更生管厚の算定式

「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」または「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」によるものとする。

（２）更生管の要求性能

更生管きょに求められる要求性能は下水道管きょが有すべき基本的機能と同等であり、品質確保においては、施工技術が現地条件に適合し適切に施工することが重要である。このため、以下のア～カの条件に満たすものとして、これらについて公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有すること。

ア 耐荷性能

- (ア) 偏平強さ：JSWAS K-1 および JSWAS K-2 に準じた試験を行い、所定の偏平強さを有する事を公的試験機関の試験報告書で確認する

- (イ) 降伏強さ・引張破断伸び

項 目	性 能	試験方法
引張降伏強さ	23℃において 37.2MPa (N/mm ²) 以上	JIS K 7161
引張破断伸び	23℃において 40%以上	

イ 耐久性能

- (ア) 耐薬品性

項 目	性 能	試験方法
蒸留水	質量変化が±0.20mg/cm ² 以下 であること	JSWAS K-1
塩化ナトリウム水溶液 (10%)		
硫酸水溶液 (30%)		
水酸化ナトリウム水溶液 (40%)		

(注) 薬品濃度は、W/W%とする。

- (イ) 耐摩耗性

密着管、現場硬化管ともに JIS K 7204、又は JIS A 1452 等により、硬質塩化ビニル管（新管）の摩耗試験結果と同等程度の耐摩耗性を確認。

- (エ) 水密性

JIS A 7511 により、内外水圧（0.2MPa 以上：3 分間保持）に対する水密性（漏水無し）を確認。

- (オ) 扁平試験 (30%扁平)

製管外径の 30%扁平時、嵌合部の外れおよび貫通したき裂がないこと。

ウ 耐震性能

必要な耐震性能を有するために以下を確認すること

- 1) スチール部材の耐力
- 2) スチール部材の引張弾性係数

JIS Z 2241:2011 金属材料引張試験方法」に準じた試験を公的試験機関にて行い、所定の耐力を有することを、その試験報告書により確認する

- 3) 水密性

①更生管の許容変位量は、地震時における地盤変位にともなう既設管継手部の変位量を上回

ること。

②更生管は、地震変位にともなう既設管への追従性において、接合部が外れず、かつ水密性を有すること。

エ 水理性能

必要な水理性能（原則として粗度係数 0.010 以下）を有し、内面の平滑化、内空断面（成形後収縮が申告値以下）を確保。

オ 環境安全性能

粉塵対策（大気汚染防止法）、臭気対策（安全衛生労働法、悪臭防止法）、騒音・振動対策（騒音及び振動規制法）、防爆対策（安全衛生労働法）、その他温水等排水対策等の環境配慮の確実な実施を確保。

カ その他

既設管の内面状況、延長、管種、断面について施工可能性の確保。

（３）管更生工について

ア 施工計画

(ア) 受注者は施工計画書の提出に先立ち工法選定を行い、施工管厚、部材選定の根拠となる管厚計算書、または使用部材の構造計算書、流下能力計算書、耐震計算書を事前に監督職員に提出して、承諾を得なければならない。また、施工計画書に定める事項は、「ガイドライン」によることとする。

(イ) 受注者は、市民生活に悪影響を及ぼすことのないよう努めなければならない。

ただし、作業時間内に完了することが困難な場合は、監督職員と事前に協議し決定しなければならない。

(ウ) 受注者は、工事着手前に施工場所の環境、地下水の状況、既設管の状況、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画書を作成して、監督職員に提出しなければならない。

(エ) 受注者は、施工にあたって保安施設、排水その他必要な仮設の準備を整えた後でなければ着手してはならない。

(オ) 受注者は、施工にあたって事前に、設計図の地盤高を水準測量により調査し、埋設深、勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な既設管の管きょ内調査としてＴＶカメラ及び目視調査を行い、施工前処理工が必要な場合は、監督職員と協議のうえ決定しなければならない。

(カ) 受注者は、施工前および施工後の管きょ内調査を行う場合は、管きょ内洗浄若しくは、管きょ内清掃を行わなければならない。

イ 更生材の取扱い、保管

(ア) 受注者は、更生材の運搬、保管、据付けの際、更生材に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。

(イ) 受注者は、使用する更生材の性質に熟知した者を現場に配置し、適切な保管及び搬入管理を行わなければならない。

(ウ) 受注者は、現場に更生材を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を

設けるとともに、十分な安全対策を講じなければならない。

ウ 専門技術者の配置

受注者は、施工計画書に示した更生工法について、熟知した専門技術者を作業中の現場に常駐させるとともに、当該工法の施工監理技術を取得したことを証明する技能講習終了証等の写しを施工計画書に添付しなければならない。

エ 更生機械器具

受注者は、更生機械器具について更生路線の条件に適応する型式及び能力を有した機械器具を選定しなければならない。

接続部にズレが生じている区間については、管更生が可能な工法を選定するとともに、既設管渠内調査で使用するカメラや取付管の穿孔に使用する機器についても施工可能な機種を手配し施工すること。

また、ズレが大きい箇所において、更生後にしわ等が懸念される場合は監督職員に報告し、出来上がりや品質に影響を及ぼさないよう十分注意して施工すること。

オ 運転・更生管理

(ア) 受注者は、更生機械器具の運転操作については専任の技術者に行わせなければならない。

(イ) 受注者は、更生機械器具の運転にあたり、適切な運転を行い、温度及び圧力等の変動には特に留意しなければならない。

(ウ) 受注者は、更生管理において更生材の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準(管理項目及び管理値等)を定めて施工しなければならない。なお、受注者は温度及び圧力等の測定についてデータシート若しくは、チャート紙を監督職員に提出しなければならない。

カ 作業の中断

受注者は、更生作業を中断する場合は必ず既設排水の流下を妨げないように十分な対策を講じるとともに、工事再開後における更生不良とならないよう併せて十分な対策を講じなければならない。

キ 変状対策

受注者は、更生作業中に異常を発見した場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。

ケ 管口仕上げ工

受注者は、マンホール端部における管口仕上げについて、水密性のある材料を使用し水密に仕上げを行うとともに、既設排水の滞水がないようにしなければならない。

コ 裏込め

受注者は、裏込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で更生管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。

サ 安全・衛生管理対策

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

シ 環境対策

(ア) 脱臭設備の設置

更生工事の際に発生する下水及び樹脂等の臭気に細心の注意を払い、必要に応じて脱臭設備等の防臭策を講じなければならない。

(イ) 防火、防爆及び排出熱対策

火災及び爆発の原因となるような着火源を既設管・マンホール内に持ち込まないように留意しなければならない。また、施工現場内に消火器等の設置を義務付け、蒸気熱及び温水で圧着する工法を使用する場合は、排出熱の対策を講じなければならない。

(ウ) 有毒ガス対策

更生材の硬化作業中にスチレンなどが発生する工法については、適用される法令等の安全基準値以内に抑えなければならない。また、施工中の臭気について、工事前に必ず住民に工事広報活動により説明を行ない、必要な対策を講じなければならない。

(エ) 防塵対策

更生管の切断処置等で発生する粉塵については、防塵マスク・防塵メガネ・集塵機等で対策を講じなければならない。

(オ) 温水対策

更生材の硬化作業において温水を排出する場合は、水温を法令で規定する 45℃以下に冷却して所定の場所に排出しなければならない。

ス 品質管理（自立管）

受注者は、「ガイドライン」に従って更生後の品質を確保するため、スパンごとに「施工前の品質管理」「施工時及び施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督職員に報告しなければならない。

(ア) 施工前の品質管理(自立管)

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

なお、監督職員は、必要に応じ更生管材料の物性試験等を求めることができる。

(イ) 施工時及び施工後の品質管理

受注者は、施工した採取試験片を使用して、公的機関において試験を行なわなければならない。その際、以下の点を確認しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。

a 自立管

しゅん工事には 1) スチール部材の引張試験（必要に応じて実施）及び 2) 耐薬品試験の 2 つの試験を行い、それぞれが基準値を満足する事を確認する。（表 4-7 参照）

間詰材の充填状況の確認は、更生径 800 mm未満の場合には、両側マンホール管口付近の打音検査等で状況を確認する。更生管径 800 mm以上の場合には、管内の打音検査等で間詰材の充填状況を確認する。

表4-7 しゅん工時に確認すべき試験

○：試験必要、△：必要に応じて試験必要、—：試験不要

	自立管	
	製管工法（ら旋巻管）	
工場認定制度（Ⅱ類登録）	無	有
スチール部材の引張試験 ^{※1} （耐力・引張弾性率）	△	—
表面部材の 耐薬品性試験 ^{※2}	○	—

※1 JIS Z 2241 に準拠した引張試験（試験片は採取可能な形状・寸法とする。）

※2 JSWAS K-1, JSWAS K-14 に規定している耐薬品性試験

(ウ)形成方法別の施工管理手法

セ 出来形管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上がり内径が適正であることを次の測定方法

（１）更生管の測定は、１スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上がり内径について１スパンの中間付近でも行うこと。

（２）更生管の測定箇所は、上下左右の充てん材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管きよの内側中央高さと幅の２箇所の仕上がり内径を測定すること。

（３）検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。

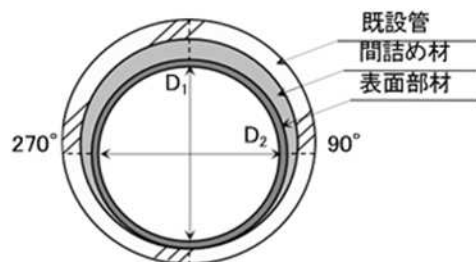


図1 仕上がり内径を測定する位置

7-3 内面仕上がり状況の管理

1. 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付管削孔片を除去した後、全スパン目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。

なお、自走式テレビカメラの場合、取付管口においては必ず観測を行い、状況を入念に確認しなければならない。

2. 受注者は、確認の内容としては、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常個所が無いことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材の剥離、ひび割れ等の異常がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなけれ

ばならない。

4. 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

4 準備工等について

(1) 管きょ内洗浄工

受注者は、更生工事を行うにあたり、事前に既設管内に付着している異物等を確実に洗浄除去しなければならない。ただし、既設管内に付着している異物等を除去する際、既設管の劣化状態に応じた洗浄とする。

(2) 管きょ内清掃工

受注者は、更生工事を行うにあたり、管きょ内洗浄工では対応できないほど既設管内に付着している異物等が多い場合は、清掃を行い確実に異物等を除去しなければならない。ただし、既設管内に付着している異物等を清掃する際は、既設管の劣化状態に応じた清掃とする。

(3) 管きょ内調査工

ア 受注者は、更生工事を行うにあたり、既設管内状況をTVカメラ若しくは目視にて鮮明な映像でビデオ撮影または写真撮影を行うとともに、漏水か所、木の根の侵入、破損、クラック、異物の付着、既設取付管の利用状況等を十分把握しなければならない。また、更生工事完了後においても同様に調査を行い、クラック、シワ、剥離等の確認を行わなければならない。

イ 受注者は、本管内および取付管部の異常か所の位置表示は上流マンホールを中心からの距離とし、正確に把握しなければならない。

ウ 受注者は、調査の実施にあたり施設の損傷か所、土砂等の堆積か所等により、業務の続行が困難となった時は、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

エ 受注者は、調査の結果をもとに更生工事を行うにあたり影響を及ぼす懸念が生じた場合や取付管の閉塞が判明した場合、その処置方法について速やかに監督職員と協議しなければならない。

(4) 施工前処理工

受注者は、更生工事を施工するにあたり、既設管内に支障となる異物、取付管の突出し等があれば必要に応じてあらかじめ撤去及び切断するなど、更生工事に支障のないように処理しなければならない。この際、既設管等に損傷を与えないよう留意しなければならない。

(5) その他

ア 受注者は、洗浄・清掃工の実施に当り、土砂等を流出させて道路その他の工作物等を汚さないよう、適切な措置を講じなければならない。

イ 受注者は、作業完了後は施設を現状に戻し、マンホール鉄蓋のがたつき等がないことを確認しなければならない。

ウ 受注者は、工事資機材が下流へ流出することがないように、流出防止対策を講じなければならない。

工事数量総括表

頁 0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
汚水幹線改築工事（補助）					
管きょ更生工(自立管 製管工法)		式		1	レベル1
内面被覆工(更生径φ910mm)		式		1	レベル2
プロファイル		式		1	レベル3
プロファイル（更生管材）		式		1	レベル4
製管工		式		1	レベル3
製管工(自走式)		式		1	レベル4
プロファイル接続工	(接続補助部材による接続+溶接仕上)	式		1	レベル4
間詰め材注入工		式		1	レベル3
注入口取付工		式		1	レベル4
浮上防止工	(浮上防止材の場合) (更生管径730mm以上)	式		1	レベル4
注入工	(注入設備工含む)	式		1	レベル4
浮上防止材損料		式		1	レベル4
注入用内部配管損料		式		1	レベル4
仕上げ工		式		1	レベル3
本管口仕上げ工		式		1	レベル4
浮上防止孔仕上げ工		式		1	レベル4
仮設備工		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁 0 -0002

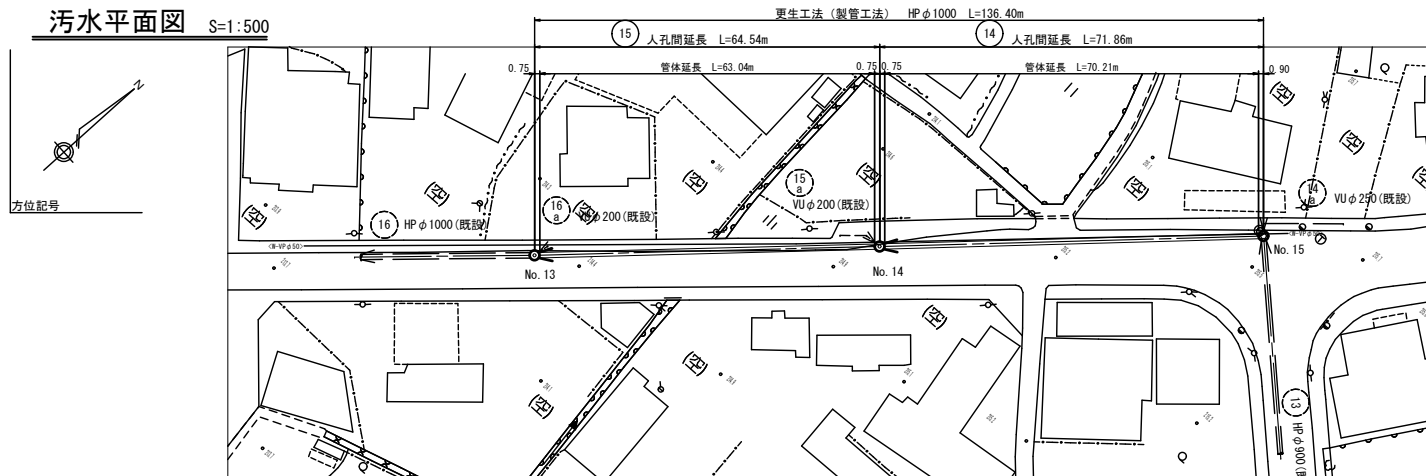
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
製管設備設置工	(自走式)	式		1	レベル4
製管設備撤去工	(自走式)	式		1	レベル4
巻出しリング作成工	(自走式)	式		1	レベル4
製管機搬入・組立工	(自走式)	式		1	レベル4
製管機分解・搬出工	(自走式)	式		1	レベル4
機械器具損料	(自走式)	式		1	レベル3
製管機 器具損料		式		1	レベル4
油圧ユニット 器具損料		式		1	レベル4
プロファイル巻き癖装置 器具損料		式		1	レベル4
プロファイル巻き癖装置用油圧ユニット	器具損料	式		1	レベル4
換気工		式		1	レベル2
送風機運転		式		1	レベル3
送風機運転		式		1	レベル4
全工種共通仮設		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		75	レベル4
直接工事費					

工事数量総括表

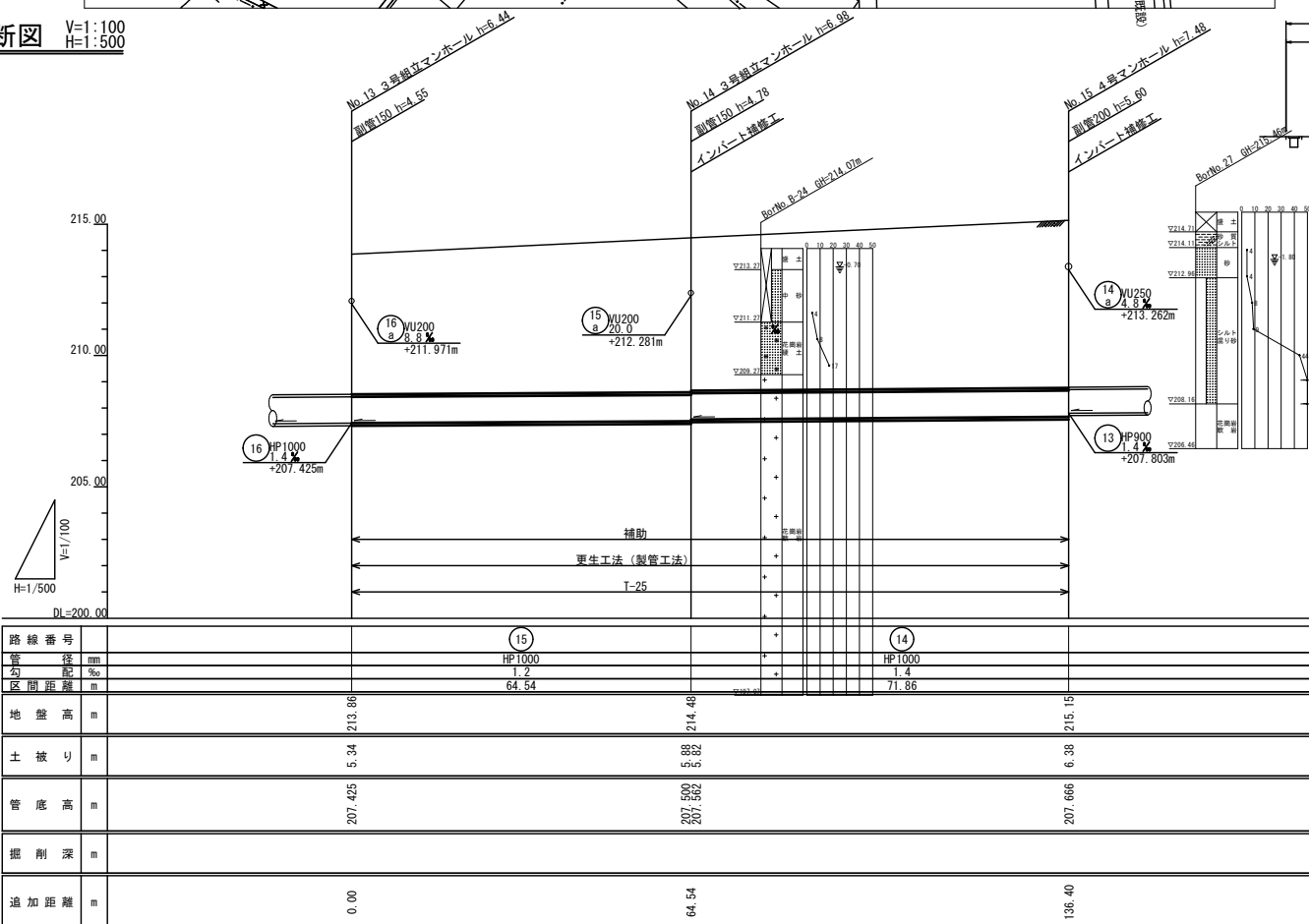
頁 0 - 0003

費目・工種明細など		規格1・規格2	単位		数量	備考
準備費						
準備費			式		1	レベル2
準備費			式		1	レベル3
管きょ洗浄工			式		1	レベル4
換気工			式		1	レベル4
共通仮設費率分						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費率分						
契約保証費						
一般管理費計						
工事価格						
消費税相当額						
工事費計						
契約保証費計						

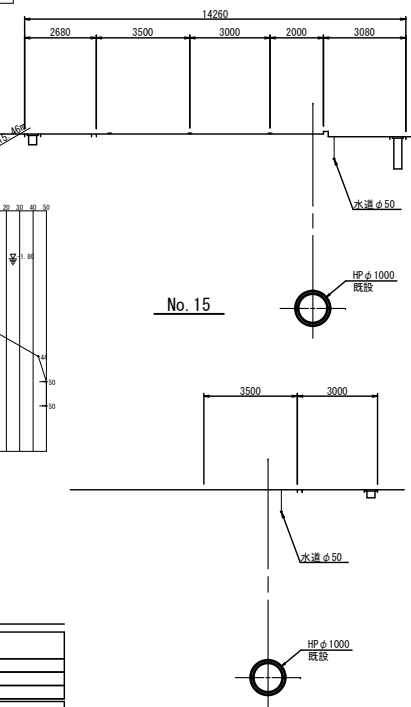
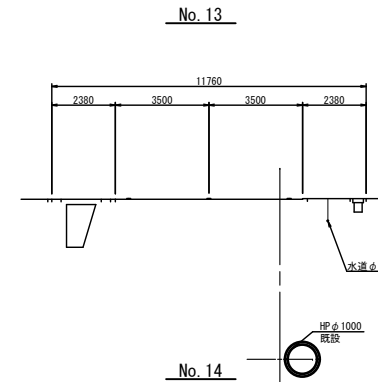
汚水平面図 S=1:500



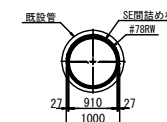
汚水縦断面図 V=1:100
H=1:500



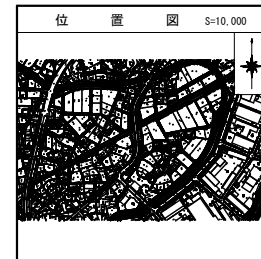
横断面図 S=1:100



更生仕上り標準断面図
(参考図) S=1:50



凡 例	
←	汚 水 実 施
→	汚 水 既 設
→	汚 水 計 画
→	雨 水 実 施
→	雨 水 既 設
→	雨 水 計 画
→	圧 送 管
○	副 管
○	内 副 管
○	汚 水 側
○	汚 水 管 止 止 止
(W)	水 道 管
(N)	N T ケーブル
(E)	中 電 ケーブル
○	1号マンホール
○	2号マンホール
○	3号マンホール
○	特0号マンホール・側
○	0号側立マンホール
○	1号側立マンホール
○	2号側立マンホール
○	3号側立マンホール
○	小型マンホール
○	小型マンホール(電ビ製)
○	特殊マンホール
()	参 考 表 示



令和8年度 東広島市下水道事業 高層汚水幹線改築工事(東08-1)	
種 別	平面・縦断・横断面
工 事 部 所	東広島市西条土与丸三丁目、 西条土与丸四丁目
図 示	No. 1
路線番号	15 14
計 画	計 1
東広島市下水道部下水道施設課	

参 考 図 書

工事名称 ： 令和 8 年度 東広島市下水道事業
高屋汚水幹線改築工事(東 08-1)

＜注意事項＞

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この金抜き設計書は、適正な積算（見積り）のための参考指標として数量を示すものです。あくまでも数量は参考であり設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 その他
 - ・本工事は、広島県制定『土木工事共通仕様書』の規定のほか
東広島市制定『土木工事共通仕様書 第 15 編 下水道編』
同 『下水道工事施工管理要領』
に基づいて実施することとしておりますので、これらの入手もお願いいたします。
入手先：市ホームページよりダウンロードできます。
トップページ＞組織で探す＞下水道建設課＞公共下水道工事に関する仕様書等
(下水道施設課でも CD を貸し出ししております。)

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-08.08.01(0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	42 下水道工事 (4) 04 一般交通影響有り(2) 00 補正なし 09 閉所型・月単位 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
汚水幹線改築工事（補助）					X1000
管きょ更生工(自立管 製管工法)					Y1999 レベル1 F=0.59
	1	式			
内面被覆工(更生径φ910mm)					Y2999 レベル2
	1	式			
プロファイル					Y3999 レベル3
	1	式			
プロファイル（更生管材）					Y4999 レベル4
	1	式			
プロファイル（更生管材） #78RW (500m/巻)	5,104.2	m			V000003700 00 特許使用料含む 単第0 -0001 表
製管工					Y3999 レベル3
	1	式			
製管工(自走式)					Y4999 レベル4
	1	式			
製管工(自走式)					V000003800 00 特許使用料含む 単第0 -0002 表
	133.3	m			

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
プロファイル接続工 (接続補助部材による接続+溶接仕上)	1	式			Y4999 レベル4
プロファイル接続工 (接続補助部材による接続+溶接仕上)	9	箇所			V000003900 00 特許使用料含む 単第0 -0005 表
間詰め材注入工	1	式			Y3999 レベル3
注入口取付工	1	式			Y4999 レベル4
注入口取付工	2	スパン			V000000300 00 特許使用料含む 単第0 -0008 表
浮上防止工 (浮上防止材の場合) (更生管径730mm以上)	1	式			Y4999 レベル4
浮上防止工 (浮上防止材の場合) (更生管径730mm以上)	133.3	m			V000004000 00 特許使用料含む 単第0 -0013 表
注入工 (注入設備工含む)	1	式			Y4999 レベル4
注入工 (注入設備工含む)	11.18	m3			V000001700 00 特許使用料含む 単第0 -0015 表

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
浮上防止材損料					Y4999 レベル4
	1	式			
浮上防止材損料					V000004100 00
	70	セット			特許使用料含む 単第0 -0019 表
注入用内部配管損料					Y4999 レベル4
	1	式			
注入用内部配管損料 (A：注入・エア抜き) + (B：注入)					V000001300 00
	133.3	m			特許使用料含む 単第0 -0020 表
仕上げ工					Y3999 レベル3
	1	式			
本管口仕上げ工					Y4999 レベル4
	1	式			
本管口仕上げ工					V000004200 00
	4	箇所			特許使用料含む 単第0 -0023 表
浮上防止孔仕上げ工					Y4999 レベル4
	1	式			
浮上防止孔仕上げ工					V000004300 00
	133.3	m			特許使用料含む 単第0 -0026 表

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設備工					Y3999 レベル3
	1	式			
製管設備設置工 （自走式）					Y4999 レベル4
	1	式			
製管設備設置工 （自走式）					V000001800 00
	7	回			特許使用料含む 単第0 -0028 表
製管設備撤去工 （自走式）					Y4999 レベル4
	1	式			
製管設備撤去工 （自走式）					V000001900 00
	7	回			特許使用料含む 単第0 -0031 表
巻出しリング作成工 （自走式）					Y4999 レベル4
	1	式			
巻出しリング作成工 （自走式）					V000004400 00
	2	回			特許使用料含む 単第0 -0033 表
製管機搬入・組立工 （自走式）					Y4999 レベル4
	1	式			
製管機搬入・組立工 （自走式）					V000004500 00
	2	回			特許使用料含む 単第0 -0036 表

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
製管機分解・搬出工 （自走式）	1	式			Y4999 レベル4
製管機分解・搬出工 （自走式）	2	回			V000004600 00 特許使用料含む 単第0 -0038 表
機械器具損料 （自走式）	1	式			Y3999 レベル3
製管機 器具損料	1	式			Y4999 レベル4
製管機 時間当り損料	42	時間			V000003600 00 特許使用料含む 単第0 -0040 表
製管機 供用日当り損料	10.5	日			V000005100 00 特許使用料含む 単第0 -0041 表
油圧ユニット 器具損料	1	式			Y4999 レベル4
油圧ユニット 時間当り損料 7.5KW 自立管用	42	時間			V000005200 00 特許使用料含む 単第0 -0042 表
油圧ユニット 供用日当り損料 7.5KW 自立管用	10.5	日			V000005300 00 特許使用料含む 単第0 -0043 表

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
プロファイル巻き癖装置 器具損料					Y4999 レベル4
	1	式			
プロファイル巻き癖装置 時間当り損料					V000005400 00
	42	時間			特許使用料含む 単第0 -0044 表
プロファイル巻き癖装置 供用日当り損料					V000005500 00
	10.5	日			特許使用料含む 単第0 -0045 表
プロファイル巻き癖装置用油圧ユニット 器具損料					Y4999 レベル4
	1	式			
プロファイル巻き癖装置用油圧ユニット 時間当り損料 3.7kw					V000005600 00
	42	時間			特許使用料含む 単第0 -0046 表
プロファイル巻き癖装置用油圧ユニット 供用日当り損料 3.7kw					V000005700 00
	10.5	日			特許使用料含む 単第0 -0047 表
換気工					Y2999 レベル2
	1	式			
送風機運転					Y3999 レベル3
	1	式			
送風機運転					Y4999 レベル4
	1	式			

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
送風機運転 送風機損料（60Hz 50/60m3/min）	21	日			SG1D2200001 00 単第0 -0048 表
全工種共通仮設	1	式			Y1J01 レベル1 F=0.59
仮設工	1	式			Y1J0101 レベル2
交通管理工	1	式			Y1J010121 レベル3
交通誘導警備員	1	式			Y1J01012101 レベル4
交通誘導警備員B 設計労務単価の補正割増し(1.59)	75	人			R0369 00
※※直接工事費※※ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
準備費					Z0005
準備費	1	式			YZZ05 レベル2 F=0.59

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

頁0 -0009

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
準備費					YZZ05001 レベル3
	1	式			
管きょ洗浄工					Y4999 レベル4
	1	式			
管内洗浄工 高圧洗浄車・ジェット式					V000004700 00
	136.4	m			単第0 -0050 表
換気工					Y4999 レベル4
	1	式			
送風機運転 送風機損料（60Hz 50/60m3/min）					SG1D2200001 00
	2	日			単第0 -0048 表
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額……… 率………					
共通仮設費計					
純工事費					

汚水幹線改築工事（補助） 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率………					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率………					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊ 計算情報…… 対象額……… 率………					
＊＊工事費計＊＊					
＊＊契約保証費計＊＊					

施工単価表

頁0 -0011

プロフィール（更生管材）

78RW

V000003700

單第0 -0001 表

(500m/卷)

特許使用料含む

m

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

製管工(自走式)

V000003800

單第0 -0002 表

特許使用料含む

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

製管工(自走式)

V000000100

単第0 -0003 表

71.04 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル特殊工	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル作業員	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
特殊作業員	3	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
普通作業員	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
発動発電機運転費 製管工、巻出しリング作成工 45kVA	1	日			単第0-0004 表
諸雑費	7	%			#09 夜間
*** 合計 ***	71.04	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0014

発動発電機運転費

V000003100

單第0 -0004 表

製管工、巻出しリング作成工

45kVA

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

プロファイル接続工 (接続補助部材による接続+溶接仕上)

V000003900

單第0 -0005 表

特許使用料含む

1

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

プロファイル接続工
(接続補助部材による接続+溶接仕上)

V000000200

単第0 -0006 表

4

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル特殊工	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル作業員	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
普通作業員	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
接続補助部材	4	個			
クレーン付トラック運転費 プロファイル接続工、注入工 4t車 2.9t吊	1	日			単第0-0007 表
塩ビ溶接機損料	1.5	供用日			
諸雑費	50	%			#09
*** 合計 ***	4	箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

頁0 -0017

クレーン付トラック運転費
プロファイル接続工、注入工

V000002800

單第0 -0007 表

4t車 2.9t吊

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

注入口取付工

V000000300

單第0 -0008 表

1 スパン 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

注入口取付工

V000000500

單第0 -0009 表

1 スパン 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
粘土モルタル 1:1 t = 5cm	0.014	m3			単第0-0010 表
土木一般世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.5	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	2	人			
注入口損料 (A: 注入・エア抜き)	1	スパン			単第0-0011 表
注入口損料 (B: 注入)	1	スパン			単第0-0012 表
諸雑費	1	式			20回使用
*** 単位当たり ***	1	スパン			端数処理

施工単価表

頁0 -0020

粘土モルタル

V000000400

單第0 -0010 表

$$\mathbf{1:1}$$

t = 5cm

m3

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

注入口損料 (A: 注入・エア抜き)

V000000600

單第0 -0011 表

1 スパン 当り

[illegible]

施工単価表

注入口損料（B：注入）

V000000700

単第0 -0012 表

20回使用

20

スパン 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
注入ホース φ50×20m	1	本			注入
圧力ゲージプロテクター	1	個			注入
圧力ゲージ φ100 1.6級 0.1MPa	1	個			注入
カムロック φ50（受け・差し）	2	組			注入
径違いチーズ φ50×φ25	2	個			注入
ニップル φ50	2	個			注入
*** 合計 ***	20	スパン			
*** 単位当たり ***	1	スパン			

施工単価表

頁0 -0023

浮上防止工 (浮上防止材の場合)

V000004000
(更生管径730mm以上)

特許使用料含む

單第0 -0013 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

浮上防止工
(浮上防止材の場合)

V000000900
(更生管径730mm以上)

単第0 -0014 表

25 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	1	人			
トンネル特殊工 設計労務単価の補正割増し(1.59)	1	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	2	人			
特殊作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	1	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	1	人			
諸雑費	2	%			#09 夜間
*** 合計 ***	25	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0025

注工
(注設備工含む)

V000001700

單第0 -0015 表

特許使用料含む

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0026

注入工
(注入設備工含む)

V000001000

単第0 -0016 表

10.8 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
間詰め材	11.23	m3			
トンネル世話役	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
特殊作業員	2	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル特殊工	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
普通作業員	3	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル作業員	1	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
クレーン付トラック運転費 プロファイル接続工、注入工 4t車 2.9t吊	1	日			単第0-0007 表
給水車運転費 注入工	1	日			単第0-0017 表
発動発電機運転費 注入工 60kVA	1	日			単第0-0018 表
間詰め材注入車損料	1	日			
諸雑費	1	式			端数処理
*** 合計 ***	10.8	m3			

施工単価表

頁0 -0027

注入工
(注入設備工含む)

V000001000

單第0 -0016 表

10.8

m3

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0028

給水車運転費
注入工

V000005000

單第0 -0017 表

1

日 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

発動発電機運転費

V000003200

單第0 -0018 表

注入工

60kVA

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0030

浮上防止材損料

V000004100

單第0 -0019 表

セット 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0031

注入用内部配管損料

V000001300

單第0 -0020 表

(A: 注入・エア抜き) + (B: 注入)

特許使用料含む

100

m

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0032

注入用内部配管損料
(A：注入・エア抜き)

V000001100

單第0 -0021 表

1 m 当り

[illegible]

施工単価表

注入用内部配管損料
(B：注入)

V000001200

単第0 -0022 表

20 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
注入ホース φ50×20m	1	本			注入
圧力ゲージプロテクター	1	個			注入
圧力ゲージ φ100 1.6級 0.1MPa	1	個			注入
カムロック φ50（受け・差し）	4	組			注入
内部注入口	2	個			注入
チーズ φ50	1	個			注入
径違いチーズ φ50×φ25	2	個			注入
ニップル φ50	3	個			注入
*** 合計 ***	20	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0034

本管口仕上げ工

V000004200

單第0 -0023 表

箇所 当り

特許使用料含む

1

備考

单第0-0024 表

[illegible]

施工単価表

頁0 -0035

本管口仕上げ工

V000001500

單第0 -0024 表

1 箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0036

モルタル配合

V000001400

單第0 -0025 表

1 : 2

t = 5cm

1

m3

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0037

浮上防止孔仕上げ工

V000004300

單第0 -0026 表

1 m 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

浮上防止孔仕上げ工

V000001600

単第0 -0027 表

160 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
塩ビキャップ Φ50	80	個			
シール材	4,000	g			
モルタル配合 1：2 t = 5cm	0.014	m3			単第0-0025 表
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	1	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	2	人			
諸雑費	2	%			#09
*** 合計 ***	160	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0039

製管設備設置工 (自走式)

V000001800

單第0 -0028 表

特許使用料含む

1

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0040

製管設備設置工
(自走式)

V000002600

単第0 -0029 表

1 回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
トンネル特殊工 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.5	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.5	人			
特殊作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
クレーン付トラック運転費 製管設備設置及び撤去工・製管機分解搬出工 4t車 2.9t吊	2	時間			単第0-0030 表
諸雑費	1	%			#09 夜間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

頁0 -0041

クレーン付トラック運転費

V000002700

單第0 -0030 表

製管設備設置及び撤去工・製管機分解搬出工 4t車 2.9t吊

時間 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0042

製管設備撤去工 (自走式)

V000001900

單第0 -0031 表

特許使用料含む

1 回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0043

製管設備撤去工
(自走式)

V000002900

単第0 -0032 表

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
トンネル特殊工 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
特殊作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
クレーン付トラック運転費 製管設備設置及び撤去工・製管機分解搬出工 4t車 2.9t吊	1	時間			単第0-0030 表
諸雑費	1	%			#09 夜間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

頁0 -0044

巻出しリング作成工 (自走式)

V000004400

單第0 -0033 表

特許使用料含む

1 回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0045

巻出しリング作成工
(自走式)

V000003300

単第0 -0034 表

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
プロファイル（更生管材） #78RW （500m/巻）	37.739	m			製管延長1.0m相当分
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
トンネル特殊工 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
特殊作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.13	人			
発動発電機運転費 製管工、巻出しリング作成工 25kVA	0.13	日			単第0-0035 表
発動発電機運転費 製管工、巻出しリング作成工 45kVA	0.13	日			単第0-0004 表
諸雑費	1	%			#09 夜間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

頁0 -0046

発動発電機運転費

V000003000

單第0 -0035 表

製管工、巻出しリング作成工

25kVA

1

目 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0047

製管機搬入・組立工 (自走式)

V000004500

單第0 -0036 表

特許使用料含む

1

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0048

製管機搬入・組立工
(自走式)

V000003400

単第0 -0037 表

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
トンネル特殊工 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.5	人			
トンネル作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.5	人			
特殊作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
普通作業員 設計労務単価の補正割増し(1.59)	0.25	人			
クレーン付トラック運転費 製管設備設置及び撤去工・製管機分解搬出工 4t車 2.9t吊	2	時間			単第0-0030 表
諸雑費	2	%			#09 夜間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

頁0 -0049

製管機分解・搬出工 (自走式)

V000004600

單第0 -0038 表

特許使用料含む

1 回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0050

製管機分解・搬出工
(自走式)

V000003500

単第0 -0039 表

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	0.13	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル特殊工	0.25	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
トンネル作業員	0.25	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
特殊作業員	0.13	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
普通作業員	0.13	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
クレーン付トラック運転費 製管設備設置及び撤去工・製管機分解搬出工 4t車 2.9t吊	1	時間			単第0-0030 表
雑材料	2	%			#09 夜間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

頁0 -0051

製管機 時間当り損料

V000003600

單第0 -0040 表

1

時間 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0052

製管機 供用日当り損料

V000005100

單第0 -0041 表

1

目 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0053

油圧ユニット 時間当り損料
7.5KW 自立管用

V000005200

單第0 -0042 表

時間 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0054

油圧ユニット 供用日当り損料
7.5KW 自立管用

V000005300

單第0 -0043 表

特許使用料含む

目 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0055

プロフィール巻き癖装置 時間当り損料

V000005400

單第0 -0044 表

1

時間 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0056

プロファイル巻き癖装置 供用日当り損料

V000005500

單第0 -0045 表

特許使用料含む

目 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0057

**プロフィール巻き癖装置用油圧ユニット
時間当り損料**

V000005600

單第0 -0046 表

時間 当り

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0058

プロフィール巻き癖装置用油圧ユニット
供用日当り損料

V000005700

單第0 -0047 表

目 当り

3.7kw

特許使用料含む

[illegible]

施工単価表

頁0 -0059

送風機運転

SG1D2200001

單第0 -0048 表

目 当り

送風機損料 (60Hz 50/60m³/min)

[illegible]

施工単価表

頁0 -0060

機-16_発動発電機(ディーゼル発電機)運転
定格容量25kVA

SM1600042

單第0 -0049 表

目 当り

[illegible]

施工単価表

管内洗浄工
高圧洗浄車・ジェット式

V000004700

単第0 -0050 表

136.4 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.081	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
特殊作業員	1.081	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
普通作業員	1.081	人			
設計労務単価の補正割増し(1.59)					
高圧洗浄車運転費 (管内洗浄工)	7.24	時間			単第0-0051 表
給水車運転費 管内洗浄工	7.00	時間			単第0-0052 表
諸雑費	1	%			#09
*** 合計 ***	136.4	m			
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

頁0 -0062

高压洗净車運転費 (管内洗净工)

V000004800

單第0 -0051 表

1

時間 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0063

給水車運転費
管内洗浄工

V000004900

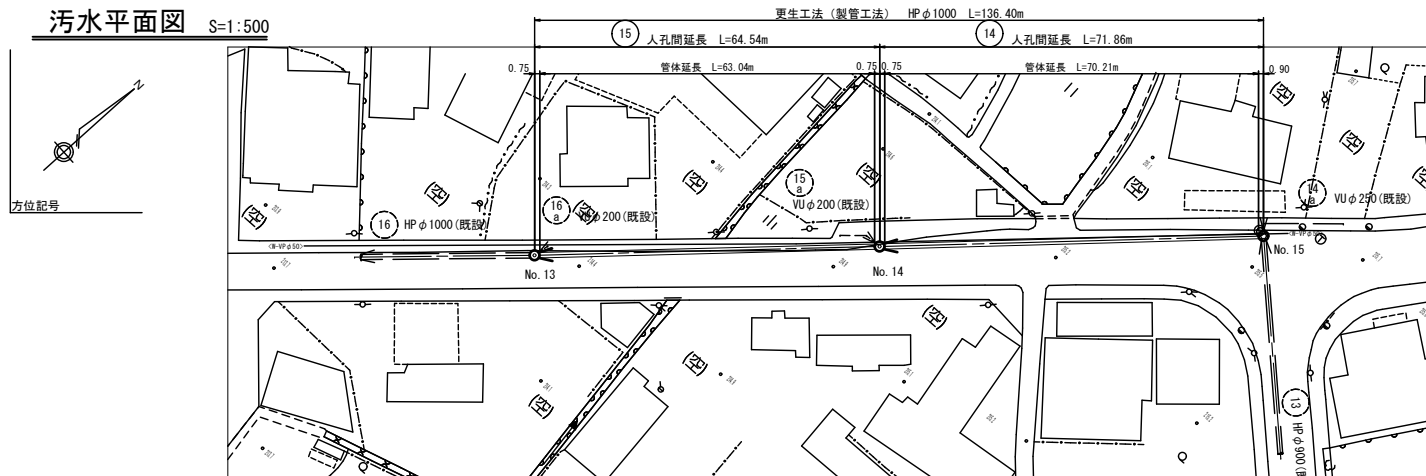
單第0 -0052 表

1

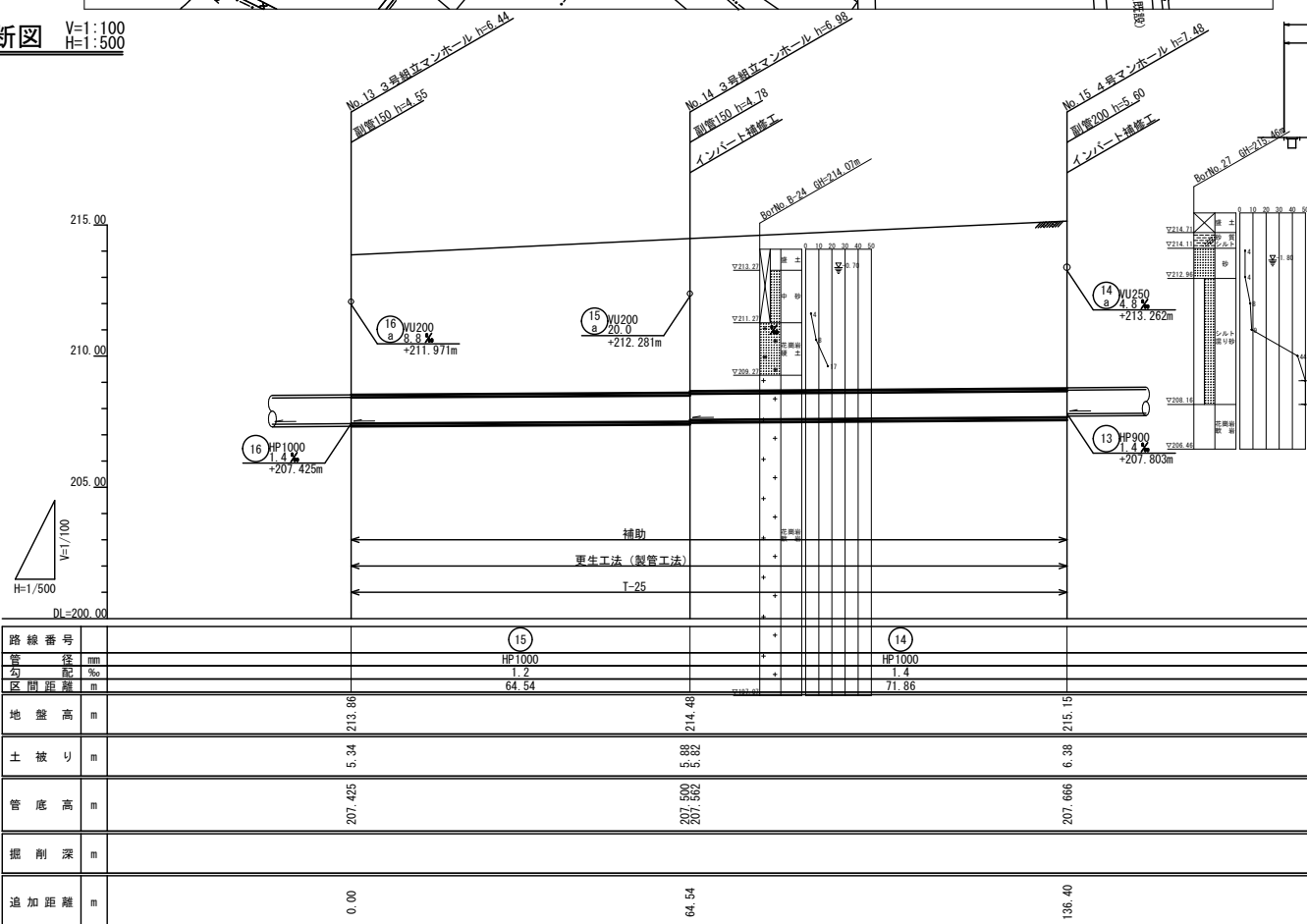
時間 当り

[illegible]

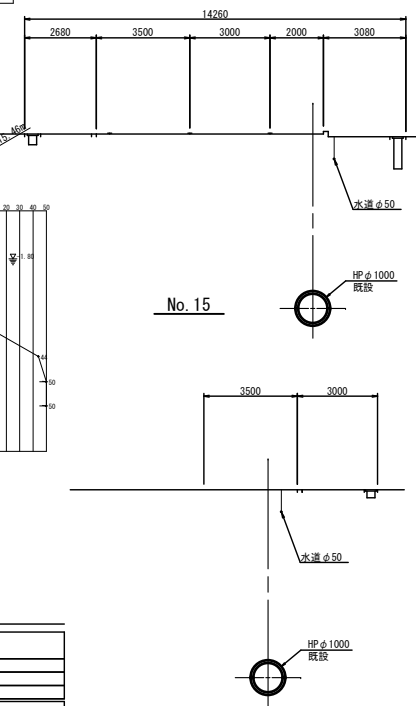
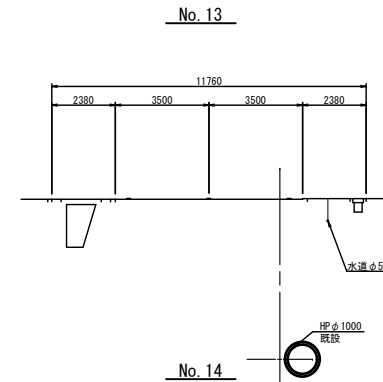
汚水平面図 S=1:500



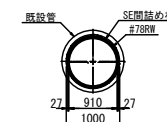
汚水縦断面図 V=1:100
H=1:500



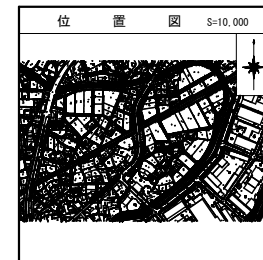
横断面図 S=1:100



更生仕上り標準断面図
(参考図) S=1:50



凡 例	
←	汚 水 実 施
→	汚 水 既 設
→	汚 水 計 画
→	雨 水 実 施
→	雨 水 既 設
→	雨 水 計 画
→	圧 送 管
○	副 管
○	内 副 管
○	汚 水 側
○	汚 水 管 止 止 止
(W)	水 道 管
(N)	N T ケーブル
(E)	中 電 ケーブル
○	1号マンホール
○	2号マンホール
○	3号マンホール
○	特0号マンホール・側
○	0号側立マンホール
○	1号側立マンホール
○	2号側立マンホール
○	3号側立マンホール
○	小型マンホール
○	小型マンホール(塩ビ製)
○	特殊マンホール
()	参 考 表 示



令和8年度 東広島市下水道事業 高層汚水幹線改築工事(東08-1)	
種 別	平面・縦断・横断面図
工務箇所	東広島市西条土与丸三丁目、 西条土与丸四丁目
路線番号	15 14
図 示	No. 1 計 1
東広島市下水道部下水道施設課	